

令和5年 第1回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和5年第1回東彼杵町議会臨時会は、令和5年5月26日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	大安 義和 君	2番	児玉 隆行 君
3番	構 浩光 君	4番	吉永 秀俊 君
5番	尾上 庄次郎 君	6番	大石 俊郎 君
7番	口木 俊二 君	8番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	欠 席	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主 任 書 記	山下 美華 君
--------	--------	---------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1 仮議席の指定
日程第2 選挙第1号 議長の選挙
(第1号の追加1)
日程第1 選挙第2号 副議長の選挙
日程第2 議席の指定
日程第3 会議録署名議員の指名
日程第4 会期の決定
日程第5 常任委員の選任
日程第6 議長の常任委員辞任
日程第7 議会運営委員の選任
日程第8 選挙第3号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙
日程第9 選挙第4号 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
日程第10 所信表明
日程第11 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

- (令和5年度東彼杵町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第12 議案第31号 令和5年度東彼杵町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 報告第3号 専決処分に関する報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 追加日程 議案第32号 東彼杵町監査委員の選任について
第1
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

6 閉 会

開 会（午前9時26分）

○事務局長（井上晃君）

おはようございます。事務局長の井上です。

本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ここで、年長の大石俊郎議員をご紹介します。議員、議長席の方へお願いします。

○臨時議長（大石俊郎君）

ただいま紹介されました大石俊郎です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまから令和5年第1回東彼杵町議会臨時会を開会します。

本日の会議に先だってお断りします。本日、副町長、三根副町長が所用のため欠席をしております。ご了承ください。

では、本日の会議を開きます。初議会でありますので、ここで町長のご挨拶と職員の紹介をお願いしたいと思います。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

皆さん、おはようございます。本当に、選挙戦、厳しい戦いを勝ち抜かれてここにご参集いただきました議員の皆さん、町民の付託を受けられまして本当に行政共々一緒に推進をしてみたいと思っておりますので、議員の皆さんの今後のご支援、ご協力、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。お世話になります。

それでは総務課長の方から各課の課長の紹介をいたしますので、よろしくお願ひいたします。総務課長。

○臨時議長（大石俊郎君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

町長を除く職員を席順で紹介させていただきます。

本日は所用で欠席をいたしておりますけれど、町長の左が副町長の三根副町長でございます。次に、私が総務課長の高月です。選挙管理委員会書記を兼務いたしております。2年目となります。どうぞよろしくお願ひいたします。次に、私の左が山下税財政課長です。5年目となります。次に、その後ろが森建設課長です。2年目となります。その右が楠本産業振興課長兼農業委員会事務局長です。2年目となります。その右が岡木水道課長です。2年目となります。次に、議長席わたって、前列左、粒崎教育長です。令和3年10月から教育長を任命させていただいております。その右が岡田教育次長兼給食センター所長です。2年目となります。その右が会計管理者兼会計課長の工藤です。3年目となります。その後ろにいきまして、令和5年度機構改革で新設しました長寿ほけん課の前平課長です。地域包括支援センター管理者を兼務しております。課長職新任でございます。その左が小林町民課長兼千綿支所長です。課長職新任となります。その左が、令和5年機構改革で新設しましたこども健康課の氏福課長です。1年目となります。以上で紹介を終わります。

○臨時議長（大石俊郎君）

どうもありがとうございました。

ここで、議会人事を行いますので、執行部の方の退席をお願いいたします。
暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 31 分）

再 開（午前 9 時 32 分）

○臨時議長（大石俊郎君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（大石俊郎君）

日程第 1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第 2 選挙第 1 号 議長の選挙

○臨時議長（大石俊郎君）

日程第 2、選挙第 1 号議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。3 番尾上議員。

○3 番（尾上庄次郎君）

私は投票形式の方が良いんじゃないかと思っています。以上です。

○臨時議長（大石俊郎君）

他に、このご異議に賛同しておられる議員、おられませんか。7 番議員、構浩光君。

○7 番（構浩光君）

今の意見に賛成いたします。

○臨時議長（大石俊郎君）

6 番議員、大安君。

○6 番（大安義和君）

今の意見に賛成です。

○臨時議長（大石俊郎君）

はい、了解しました。

異議多数と認め、異議がありますので、選挙の方法は投票で行うことにします。

日程第 2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

○臨時議長（大石俊郎君）

ただいまの出席議員数は8人です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に吉永秀俊君及び尾上庄次郎君を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○臨時議長（大石俊郎君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大石俊郎君）

配布漏れはなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（大石俊郎君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（井上晃君）

それでは、ただいまから読み上げます。2番、吉永秀俊議員。3番、尾上庄次郎議員。4番、浪瀬真吾議員。5番、口木俊二議員。6番、大安義和議員。7番、構浩光議員。8番、児玉隆行議員。1番、大石俊郎議員。

○臨時議長（大石俊郎君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（大石俊郎君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。吉永秀俊君及び尾上庄次郎君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○臨時議長（大石俊郎君）

選挙の結果を報告いたします。投票総数8票、有効投票8票。有効投票のうち、浪瀬真吾君5票、吉永秀俊君3票。以上のおりです。この選挙の法定得票数は2票です。したがって、浪瀬真吾君が議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

（議場を開ける）

○臨時議長（大石俊郎君）

ただいま、議長に当選された浪瀬真吾君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。当選人の発言を求めます。浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

皆さん、おはようございます。この度、第1回東彼杵町臨時議会におきまして、第21代東彼杵

町議会議長に就任することになりました浪瀬真吾でございます。

身に余る光栄であり、責任の重大さを痛感しているしだいです。もともと浅学非才の身であり、微力ではございますが、歴代の議長並びに議員各位が築いて来られました東彼杵町議会の良き伝統を継承しながら中立的な立場で、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいります。

議員定数も今期から8名となりましたので、町の将来に関わる判断もより重要視され、その責任は更に重くなりますが、東彼杵町議会の更なる発展に全力を尽くす所存でございます。

執行部に対しましては、是々非々で臨み、町の将来に向けての提案型の建設的な議会の在り方を目指し、町民の方の暮らしやすい環境を模索していかねばならないと考えております。

東彼杵町は長崎県のほぼ中央部に位置し、交通アクセスにも恵まれ、空港にも近く、大きな病院も川棚、嬉野、大村にあり、環境にも恵まれた地域にあると思っております。

しかしながら、なぜ人口減少が進むのか。その原因も追究していかねばなりません。それには、やはり働く場所や日常の買い物の利便性、子育てしやすい環境づくり、老後を安心して暮らせる環境づくりを模索していかねばなりません。町民皆さまとともに子どもたちが自慢できる町づくりを目指し、町議会の持てる力を十分発揮できるよう全力を尽くしていく決意でございます。どうぞ、今後ともよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○臨時議長（大石俊郎君）

これをもって、臨時議長の職務を全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

浪瀬真吾議長、議長席にお付き願います。

○議長（浪瀬真吾君）

それでは、ここで、事務局との打ち合わせのため、暫時休憩をいたします。10分間程度になるかと思いますが、よろしくお願ひします。

暫時休憩（午前9時46分）

再開（午前9時55分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ここで、議事日程第1号の追加1を日程に追加することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議事日程第1号の追加1を日程に追加することに決定しました。

日程第1 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

○議長 (浪瀬真吾君)

ただいまの出席議員数は 8 名です。次に立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定によって、立会人に口木俊二君及び大安義和君を指名いたします。

○議長 (浪瀬真吾君)

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長 (浪瀬真吾君)

暫時休憩します。

暫時休憩 (午前 09 時 58 分)

再 開 (午前 10 時 05 分)

○議長 (浪瀬真吾君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

今、投票の途中ですけれども、議場を開錠して議員控室に移動します。よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

暫時休憩 (午前 10 時 05 分)

再 開 (午前 10 時 31 分)

○議長 (浪瀬真吾君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど開錠しておりましたので、議場の扉の施錠をお願いいたします。

(議場を閉める)

○議長 (浪瀬真吾君)

投票用紙をお配りをいたします。

(投票用紙配布)

○議長 (浪瀬真吾君)

投票用紙の配布洩れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (浪瀬真吾君)

配布洩れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長 (浪瀬真吾君)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（井上晃君）

それでは、ただいまから読み上げます。1番、大石俊郎議員。2番、吉永秀俊議員。3番、尾上庄次郎議員。5番、口木俊二議員。6番、大安義和議員。7番、構浩光議員。8番、児玉隆行議員。4番、浪瀬真吾議員。

○議長（浪瀬真吾君）

投票洩れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

投票洩れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。口木俊二君及び大安義和君に開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（浪瀬真吾君）

選挙の結果を報告します。投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票です。有効投票のうち口木俊二君6票、大石俊郎君2票、以上のとおりです。この選挙の法定得票数は2票です。

口木俊二君が当選人と決定しました。したがって、口木俊二君が副議長に当選されました。議場を開けてください。

（議場を開ける）

○議長（浪瀬真吾君）

ただいま、副議長に当選された口木俊二君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選を告知します。

当選人より挨拶をお願いします。口木俊二君。

○5番（口木俊二君）

ただいま、選挙でもって副議長ということで選任をさせていただきました。皆さんとともにわかりやすい議会を目指しながら、議長を補佐するという立場で、皆さんとともに議長を支えながら町議会が発展することを願ひまして僭越ではありますが、頑張っていきたいと思ひます。よろしくお祈りします。

日程第2 議席の指定

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、議席の指定を行います。会議規則第3条第2項の規定によって、議長が定めて良いことになっていますが、申し合わせにより、副議長は7番席、議長は8番席とし、あとはくじによって決定したいと思ひます。仮議席の順番により、くじを引いていただきます。くじ引きのため暫時休憩します。

(仮議席順にくじ引き)

暫時休憩 (午前 10 時 40 分)

再 開 (午前 10 時 43 分)

○議長 (浪瀬真吾君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議席を事務局長に報告させます。

○事務局長 (井上晃君)

それでは、大石俊郎議員 6 番、吉永秀俊議員 4 番、尾上庄次郎議員 5 番、浪瀬真吾議員 8 番、口木俊二議員 7 番、大安義和議員 1 番、構浩光議員 3 番、児玉隆行議員 2 番です。以上です。

○議長 (浪瀬真吾君)

議席の指定は、ただいま事務局長が読み上げましたとおり指定いたします。

それでは、議席の移動をお願いしますが、ここで全員協議会を開くため暫時休憩します。

暫時休憩 (午前 10 時 44 分)

再 開 (午前 10 時 50 分)

○議長 (浪瀬真吾君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長 (浪瀬真吾君)

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、1 番大安義和君、2 番児玉隆行君を指名します。

日程第 4 会期の決定

○議長 (浪瀬真吾君)

日程第 4、会期の決定を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 (浪瀬真吾君)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日間に決定しました。

日程第 5 常任委員の選任

○議長（浪瀬真吾君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名するとなっております。常任委員を次のとおり指名したいと思います。

総務厚生常任委員に、大石俊郎君、吉永秀俊君、尾上庄次郎君、浪瀬真吾君、口木俊二君、大安義和君、構浩光君、児玉隆行君。

産業建設文教常任委員に、大石俊郎君、吉永秀俊君、尾上庄次郎君、口木俊二君、大安義和君、構浩光君、児玉隆行君。 以上のとおりに、それぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、総務厚生常任委員と産業建設文教常任委員はただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。この後、休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定によって、各常任委員会を開いていただき、委員長、副委員長を互選していただきます。なお、決定の上は、委員長よりお知らせ願います。暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時58分）

再開（午前11時20分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員長、副委員長の決定の通知を受けましたので報告いたします。

総務厚生常任委員長、構浩光君、副委員長、大安義和君。産業建設文教常任委員長、児玉隆行君、副委員長、尾上庄次郎君、以上のとおりです。

ここで日程外の学校給食センター運営委員の選任を行いたいと思います。

学校給食センター運営委員は、申し合わせ事項により、産業建設文教常任委員会から1名となっております。産業建設文教常任委員会から推薦が上がっております。したがって、学校給食センター運営委員に大安義和君を選任したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって大安義和君を学校給食センター運営委員に選任することに決定しました。

ここで除斥のため、副議長と交替いたします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時21分）

再開（午前11時22分）

○副議長（口木俊二君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議長の常任委員辞任

○副議長（口木俊二君）

日程第6、議長の常任委員辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、議長の退場を求めます。

（議長退場）

○副議長（口木俊二君）

議長は議会の代表権が与えられて、さらに各委員会に出席して発言できる等、議会全体を統理しなければならない立場にあります。このような理由により、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（口木俊二君）

異議なしと認めます。

したがって、浪瀬議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の入場を許し、議長と交替のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時23分）

再開（午前11時26分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 議会運営委員の選任

○議長（浪瀬真吾君）

日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長において指名します。

浪瀬真吾、口木俊二君、構浩光君、児玉隆行君、尾上庄次郎君、以上5人を議会運営委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって議会運営委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

この後、休憩しますので、委員会条例第8条第2項の規定によって、議会運営委員会を開いていただき、委員長、副委員長の互選をお願いします。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時27分）

再開（午前11時33分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員長、副委員長の決定の通知を受けましたので報告いたします。議会運営委員長、口木俊二君、副委員長、尾上庄次郎君、以上のとおりです。

日程第8 選挙第3号 東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙

○議長（浪瀬真吾君）

日程第8、選挙第3号東彼地区保健福祉組合議会議員の選挙を行います。

東彼地区保健福祉組合議会議員については、組合規約第5条第2項の規定により、議長及び議員の内から選考された者をもって充てるということになっています。したがって、議長を除き3名の議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

東彼地区保健福祉組合議会議員に議長のほか、口木俊二君、構浩光君、児玉隆行君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を東彼地区保健福祉組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議長のほか、口木俊二君、構浩光君、児玉隆行君が東彼地区保健福祉組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、口木俊二君、構浩光君、児玉隆行君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第9 選挙第4号 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（浪瀬真吾君）

日程第9、選挙第4号長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。定数は1名です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時37分）

再開（午前11時37分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を開きます。

議長が指名することに決定しました長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に浪瀬真吾君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した浪瀬真吾君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました浪瀬真吾君が当選しました。

これから議会運営委員会及び全員協議会を開催し、その後理事者入場するまで、暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時38分）

再開（午後1時11分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 所信表明

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 10、所信表明。

ここで、去る 4 月 23 日に執行されました東彼杵町長選挙において当選を果たされました岡田伊一郎町長に所信表明をお願いいたします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

所信表明の前に、浪瀬議長さん、口木副議長さん、誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げますとともに、今後ともご指導、ご鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、所信表明を行います。

はじめに、私は、この度の任期満了に伴う東彼杵町長選挙におきまして、町民皆様方の温かいご支援をいただき、再度、町政の重責を担わせていただくことになりました。

ご期待の大きさや責任の重大さに身が引き締まる思いでございます。町政運営を託していただいた町民お一人お一人の思いをしっかりと心に刻み、深く感謝申し上げますとともに、1 期目に完遂できませんでした課題につきまして、引き続き全力で取り組まなければなりません。

町長に就任いたしましたから、町民皆様のご意見をお聞きするため、町政懇談会を開催させていただき、施策を進めてまいりました。

常に公平公正を心がけ、住み慣れた場所で、いつまでも安心して暮らせる町を目指し、今住んでいる方、新しく住んでいただける方、そして生まれてくる子どもたちの幸せのために、住民皆様の生活環境と利便性向上に全力で取り組みます。

この 3 年間は新型コロナウイルス感染症対策に追われ、社会経済活動も沈滞し、町の行事や地区の行事もほとんど実施することができませんでしたが、令和 5 年 5 月 8 日に法的な位置付けが 5 類に移行されたことを踏まえ、感染状況を見ながら随時、行事等を実施していきたいと考えています。

人口減少と少子高齢化対策については、引き続き町の重要課題として位置付け、子育てや教育に可能な限りの支援策を講じ、併せて特別町民・サポーター制度をフル活用して、移住・定住の推進を図ります。

町の財政状況は依然として厳しい状況ではありますが、国県の交付金・補助金等を最大限活用するとともに、交付税措置率が高い過疎対策事業債を活用して事業を推進し、未来への責任と覚悟を示さなければなりません。

昨年度の決算見込みで約 4 億 3000 万円の積み立てを行う予定でもあり、将来に備え、健全な財政運営も視野に入れながら、施策を実施してまいります。

本日は、町政運営を担うにあたっての所信を表明させていただき、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

2 基本方針でございます。

長崎県のほぼ中央に位置する本町は、交通アクセスの良さを最大限に生かしたまちづくりを継続して進めなければなりません。

町の面積は、県内本土の町では最も広く、山林が約 60%を占めるなど豊かな自然を有する現況を踏まえ、その魅力を発信し、人口減少対策に繋げる施策が急務だと考えています。

特に、大村湾を眼下に見る風景は、宅地としての魅力が最高であると思っておりますし、また命の源で

もあります地下水が豊富なことも、安心して暮らせる魅力の一つになると思います。これらの魅力を活かすことを基本に、第6次町総合計画策定にあたっては、小・中学生、一般住民、町内の主要な関係団体から幅広いご意見を伺っており、10年後のまちのあるべき姿に向けた計画となるよう、国・県のご支援を頂きながら、具現化してまいりたいと考えており、現在、職員の皆様にも総力をあげて計画策定に取り組んでもらっています。

また、あらゆる情報をいち早くキャッチするため、自分自身で能力を高める努力もお願いしており、庁内や住民サービスのデジタルトランスフォーメーションに向けた先進地視察研修へ積極的に職員を派遣したいと思っています。

地域社会のデジタル化が急速に進む中、町民皆様へのサービスが遅延することは、ご迷惑をおかけするだけではなく、大きな損失につながることを肝に銘じ、町民皆様が誇れる東彼杵町を目指してまいります。

3 子育て支援の充実について

2022年の年間出生数が80万人割れとの報道もなされ、子どもの数が減少の一途を辿る要因に、「子育てには経済的に大きな負担がかかる」という意見が多いそうです。

そのため主な支援策として、0から5歳児の養育世代と小学校への入学時と中学校への入学時に準備する経費、特に中学校入学時の制服や体操服等に多額の費用が生じている現状であり、その支援を行います。

次に、認定子ども園副食費と小中学校の給食費の無償化を図ります。

また、本町に住んでいただいで通学している中学生、高校生、大学生に通学応援金の給付を実施します。

4 生活・住環境の整備について

町政懇談会やアンケート調査でも、多くの皆様から町内に多様な商品を提供する施設が無いとの意見をお聞きしました。交通の要衝でもある町の特性を生かし、商業施設の誘致と通勤通学に便利な宅地開発を実現できるよう全力で取り組みます。また、引き続き民間宅地造成事業の推進と道の駅周辺の町有地を含め整備に取り組みたいと思います。

5 高齢者の移動手手段の確保について

地形的に非常に厳しい現状の中で、運転免許証の返納等もお願いしなければならない時もあります。

今後は利用者の事前予約や経路に合わせて運行するデマンド型交通を導入し、買い物や病院等への利便性を図ります。また、引き続きタクシー券の発行を行います。

6 企業誘致について

交通アクセスと水資源をPRし、雇用創出と定住の促進を図るため工業団地の造成を行います。

また、千綿女子高等学園跡地にワーケーション機能を持った宿泊施設を整備し、多様な企業誘致への足掛かりといたします。

7 産業の振興

JAと連携しスマート農業の推進や各生産部会との緊密な連携により、肥料・農薬・飼料・生産資材等の購入助成を行います。

森林環境譲与税の利用による私有人工林の整備を推進し、木材の計画的な流通で、多様な林業経

営の担い手育成を図ります。

道の駅に隣接した農水加工施設等の建設により、農水産物による収益増を図り、併せて龍頭泉や千綿駅周辺の整備に取り組み、観光協会と連携し、年間約 100 万人の来場者の方々へ魅力ある観光ルートを提供し、特別町民制度とサポーター制度との組み合わせによる関係人口、交流人口の拡大を観光振興に繋げます。

8 道路等の整備について

安心安全な町づくりを推進するため、町道や河川の整備について、町単独事業によるものは、主に過疎債を活用し可能な限り事業を推進します。

また、生コンなどの原材料や機械のレンタル・オペレーター代、防草シートなどの支給により、迅速な対応で安全で快適な環境の確保に努めます。

昨今の線状降水帯による大雨や大型化する台風につきましては、年々自然災害の脅威を増しています。その対策として、治山事業や河川の流れを変える線形の変更も含め、河川内の土砂などの堆積物除去に取り組みます。

また、国道 205 号は慢性的な交通渋滞及び事故や豪雨災害時等の交通遮断により、日常生活に著しく支障をきたしています。

特に緊急自動車の通行は、命を守る道路として最重要課題として捉えなければなりません。長年にわたる要望活動の結果、本年度からは環境影響調査に着手されるなど、事業化に向けた準備が進められています。

今後とも早期事業化に向けて、関係市町や団体との連携により政府・国会・県・県議会への積極的な要望活動を行います。

9 新しい都市計画（役場新庁舎整備）について

役場庁舎の耐震不足と老朽化問題については、令和元年の町長就任以来、最重要課題の一つとして取り組んできました。新庁舎整備は、「利便性」「機能性」「安全性」や「経済性」の視点のほか、庁舎を核とした「まちづくり」の視点が重要と捉え、町議会をはじめ町民皆様幅広い意見集約と徹底的な下調べが必要と考えています。

そのため、この 4 年間、議会のご意見を拝聴するとともに、役場職員による検討や専門家による整備方法別（現庁舎の耐震補強・総合会館への移設・新築移転）の調査を行ってきたところです。

今後は、調査結果や財源見通しなどをもって、議会や広く町民皆様のご意見を伺い、庁舎をはじめとする各種公共施設の最適な配置と相まった新たな都市計画のグランドデザインを早急に策定し、実施を図ります。

10 教育等の推進について

次世代を担う児童生徒の学力向上と安全安心な教育環境を図るため、夏休みなどに町が支援する「未来塾」を開校し、全ての校区にスクールバスを運行します。

「知・学び・情報・交流」の拠点となる新たな図書館の新庁舎内への配置と、児童体育館の老朽化に伴い、生涯スポーツの拠点となる町民体育館の建設を新規事業として目指します。

11 健康推進を兼ねたスポーツの振興について

町民グラウンドの整備完了後、県大会の誘致を目指してきましたが、新型コロナウイルス感染症のため、ソフトボール等の試合が自粛され、活用が全くできませんでした。

令和5年度になり、東彼杵郡ソフトボール協会のご尽力によりまして、西日本小学生ソフトボール長崎県予選会を6月10日（土曜日）、11日（日曜日）の二日間の予定で実施が決定いたしました。

今後も町内ソフトボールチームのナイターリーグやデイゲーム、また、野球も含め町外のチームにも練習、試合など積極的に使用していただきたいと思っております。

新港グラウンドでは高齢者の方々が、生涯スポーツの一環として、ゲートボールやグラウンドゴルフを実施され、競技を通じて健康づくりやまちづくりにご協力いただいております。

現在、グラウンドに駐車場やトイレが新しく完成し、郡大会等の競技も可能になったのではないかとと思っておりますが、自家用車の利用状況では駐車可能台数が限定されますので、今後、検討を要するものと考えます。

町内でのマラソン大会につきまして、沿道での応援が多数見込まれる児童・生徒の部でシーサイド公園から道の駅の区間の折り返しで実施することができないか、教育委員会、関係機関、団体との協議を行いたいと思っております。

12 地域おこし協力隊

都市部から過疎や高齢化の進行が著しい地方へ来ていただき、一定期間地域おこし活動を行っていただく地域おこし協力隊制度を活用して、現在2人の隊員を採用しており、町の特産品や伝統文化、住民の生活や地区行事、ドローンによる美しい自然景観など、魅力ある町の情報をSNS等で発信していただいております。

その活動は、地域住民の皆様にもご理解をいただいているところであり、任期終了後、起業して本町に定住していただく場合には、その支援にも積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

今後も引き続き地域の活性化、移住・定住施策の一環として新たな分野で地域おこし協力隊の採用も検討していきたいと考えています。

13 結びに

令和5年度の予算執行にあたりましては、大きな財政負担を伴います。財政の健全性と国や県の財政支援をお願いしながら、過疎債の有効利用を図り、住み慣れた場所で、いつまでも安心して暮らせる町をめざし、未来の子どもたちのためにも、職員とともに全力を尽くす覚悟でございます。町民皆様をはじめ、町議会皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。以上、所信表明といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、町長の所信表明を終わります。

日程第11 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度東彼杵町一般会計補正予算(第2号))

○議長（浪瀬真吾君）

次に、日程第11、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東彼杵町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 30 号専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号））でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 463 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 58 億 7650 万 8000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出は、生活支援事業補助金 463 万 5000 円、歳入は、国庫支出金 2609 万 2000 円でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わりまして議案第 30 号についてご説明いたします。

国の方から経済生活支援、また物価高騰対策支援として地方創生臨時交付金が追加交付することとなりました。交付金を活用し、今年度 4 月からの小中学生の給食費及び認定子ども園に通う園児の副食費を無償化するため補正予算第 2 号を 4 月 25 日付で専決処分させていただきました。

それでは、議案書の 7 ページをお開きください。3 番歳出でございます。

3 款 2 項 2 目児童運営費 18 節負担金補助及び交付金の保育に係る生活支援事業補助金では、463 万 5000 円を追加しており、副食費負担が必要な園児月 1 人当たり 4500 円を認定こども園に対し助成いたします。

8 ページをお願いいたします。10 款 7 項 1 目学校給食共同調理場費では、歳出予算の追加は行っておりませんが、財源内訳をその他欄給食費収入から国県支出金欄へ更正を行っております。

続いて 5 ページをお願いいたします。16 款 2 項 1 目総務費国家補助金は、給食費及び副食費無償化の財源として、地方創生臨時交付金収入を 2609 万 2000 円追加計上いたしました。

6 ページをお願いします。22 款 6 項 5 目給食事業収入は、保護者から徴収予定としておりました給食費収入を 2145 万 7000 円減額しています。歳入歳出については以上です。

その他 1 ページから 4 ページの第 1 表及び事項別明細書につきましては、歳入歳出の積み上げですので説明を省略いたします。説明は以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

6 ページの小学校給食費の減と中学校給食費の減がありますが、それぞれ何名の減になっているか教えてください。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

教育次長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり教育次長。

○教育次長（岡田半二郎君）

まず、小学校の方になりますけれど、小学校が 328 名になります。中学校が 168 名になります。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 30 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 30 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 12 議案第 31 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 12、議案第 31 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 31 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 3 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4360 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 59 億 2010 万 8000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援交付金事業 3300 万円など。歳入の主なものは、国庫支出金 3228 万 1000 円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わりまして議案第 31 号についてご説明いたします。

まず、国の物価高騰対策として低所得者に対し現金給付を行うことが決定されました。補正予算第 3 号は、給付事業に係る費用を計上いたしました。

予算書の 7 ページをお願いいたします。3 番歳出からご説明いたします。

3 款 1 項 7 目 19 節扶助費では、低所得世帯支援枠等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 3000 万円を計上いたしました。

住民税非課税世帯に対し、1 世帯当たり 3 万円を給付いたします。3 節職員手当等から 12 節委託料の事務費も合わせまして目全体では 3300 万円を追加計上いたしました。

8 ページをお願いいたします。3 款 2 項 6 目 18 節負担金補助及び交付金では、子育て世帯生活支援特別給付金 900 万円を計上いたしました。低所得者のひとり親世帯及び住民税非課税の子育て世帯に対し、子ども 1 人当たり 5 万円を給付いたします。

その他 3 節職員手当等から 17 節備品購入費も合わせまして目全体では 1060 万円追加計上いたしました。

戻りまして、5 ページをお願いします。2 番歳入になります。

16 款 2 項 1 目総務費国庫補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の財源として 2168 万 1000 円を国庫補助金からの収入としております。

その下、2 目民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金の財源 1060 万円を補助金収入としております。

6 ページをお願いします。21 款 1 項 1 目繰越金は、補正予算の財源として 1131 万 9000 円を繰越金から追加いたしました。歳入歳出については以上です。

その他 1 ページから 4 ページの第 1 表及び事項別明細書、9 ページ以降の給与費明細書につきましては、先ほどの説明の積み上げですので、説明を省略いたします。説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(浪瀬真吾君)

これから、質疑を行います。3 番議員、構浩光君。

○3 番(構浩光君)

7 ページの低所得者世帯数の数を教えてください。また、現金給付をいつ頃給付されるのか教えてください。

○議長(浪瀬真吾君)

町長。

○町長(岡田伊一郎君)

1,000 世帯で予算は計上をさせていただいております。

これは、まだ実績は少ないんですが、いろいろありまして、住民非課税や住民非課税に相当する家計の急変でひょっとしたらそういう形になる可能性もございますので、その辺も含めながら組んでおります。

現金の支給につきましては、税財政課長に説明させます。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

説明を漏らしておりました。給付時期につきましては、低所得世帯支援枠等電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援金も子育て世帯生活支援特別給付金につきましても、予算の承認を頂きましたら電算の改修を始めてまいります。電算の改修が終わりしだい通知を送る予定にしておりますけれど、実際、日程はまだ詳細には決まっておりませんで、大体、6月末から7月あたまでぐらいになるのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号令和5年度東彼杵町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13 報告第3号 専決処分に関する報告について
(損害賠償の額を定めることについて)

○議長（浪瀬真吾君）

日程第13、報告第3号専決処分に関する報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。本件について町長の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、報告第3号専決処分に関する報告について。

事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて。

東彼杵町が管理する施設に起因する事故について、相手方との和解及び損害賠償額を下記のとおり決定いたしております。

事故の概要。令和5年3月22日午後10時20分、町が管理する広域道路大村東彼杵線において、落石に軽自動車に接触する事故が発生し、当該車両が損傷した。

損害賠償額等。別紙示談書のとおり、相手方へ賠償金として36万6800円を支払うこととし、今後本件に関しては、当事者双方何ら債権債務のないことを確認し、今後一切の請求を行わないことを誓約する。

詳細につきましては、総務課長に説明させます。よろしくお願いたします。総務課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

補足説明をさせていただきます。

令和5年3月22日午後10時20分、広域農道大村東彼杵線ということで、事故現場ですけれど、瀬戸郷、八反田の新幹線がよく見える場所がございますけれど、あそこの展望所の地先で、法面から崩落した石が、約30cmぐらいの石だったみたいなんですけれど、そこに軽自動車に乗り上げて、シャーシの底の部分を損壊してオイルが漏れて車が動かなくなったということで、レッカー代と修理代等々が必要になったものでございます。なかなか瑕疵については認められるところではありますけれど、なかなか難しいような状況もございまして、以後、建設課と協議しながら注意、啓蒙を図っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第3号を終わります。

議案配布のため、暫時休憩します。

暫時休憩（午後01時43分）

再開（午後01時44分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第1 議案第32号 東彼杵町監査委員の選任について

○議長（浪瀬真吾君）

お諮りします。ただいま、町長から議案第32号東彼杵町監査委員の選任についてが提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第1として議題にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに追加日程第 1 として議題とすることに決定しました。

それでは、追加日程第 1、議案第 32 号東彼杵町監査委員の選任についてを議題とします。地方自治法第 117 条の規定により、吉永秀俊君の退場を求めます。

(吉永秀俊君 退場)

○議長（浪瀬真吾君）

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 32 号東彼杵町監査委員の選任について。

次の者を東彼杵町監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

1、選任する者の住所氏名等。住所 東彼杵町里郷 1848 番地。氏名 吉永秀俊。生年月日 昭和 25 年 9 月 14 日生。

提案の理由といたしまして、東彼杵町監査委員の任期満了に伴い、監査委員を選任するため本案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号東彼杵町監査委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

吉永秀俊君の入場を許可します。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 1 時 47 分）

再 開（午後 1 時 47 分）

（監査委員入場）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉永秀俊君にお知らせします。先ほどの東彼杵町監査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第 14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件は、継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

選挙後初めての臨時会でありましたが、議会構成、その他重要案件について、大変熱心に慎重審議をいただきありがとうございました。

会議を閉じます。

令和 5 年第 1 回東彼杵町議会臨時会を閉会します。

閉 会（午後 1 時 49 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

臨時議長 大石 俊郎

議長 浪瀬 真吾

署名議員 大安 義和

署名議員 児玉 隆行